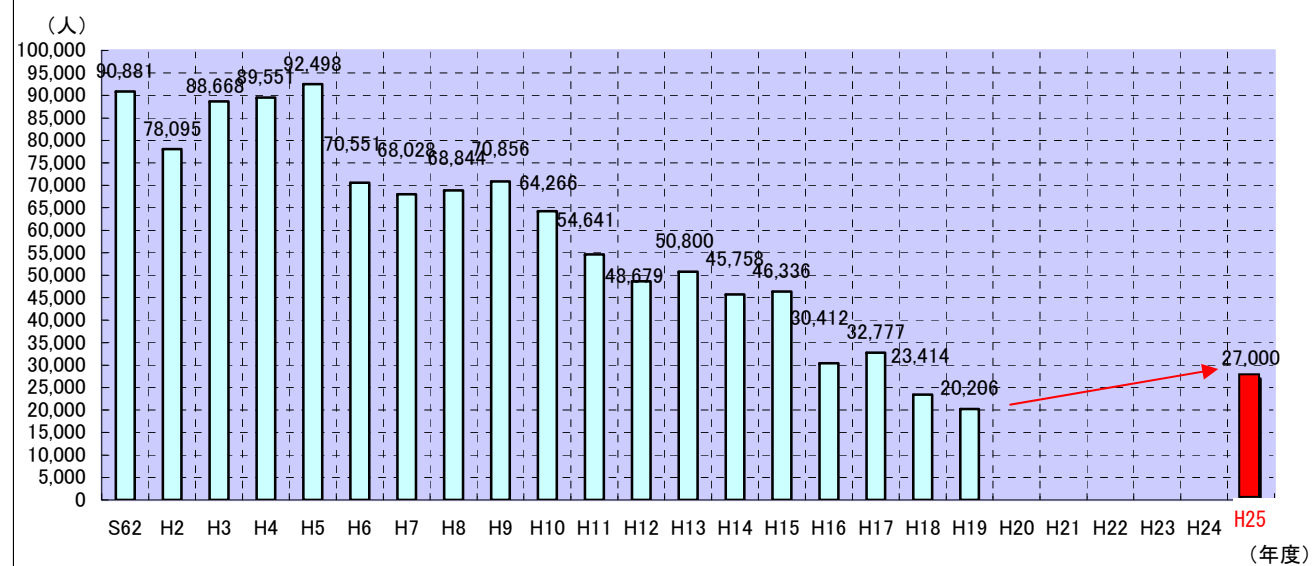


久留米市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後	変 更 前
○ 基本計画の名称：久留米市中心市街地活性化基本計画 ○ 作成主体：福岡県久留米市 ○ 計画期間：平成 20 年 5 月～平成 <u>26</u> 年 3 月まで（<u>5 か年 11 月</u>） 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 〔1〕～〔4〕略 2. 中心市街地の位置及び区域 〔1〕～〔3〕略 3. 中心市街地の活性化の目標 〔1〕略 〔2〕計画期間 計画期間は、衰退している中心商業への早急な対応が必要であることから、平成 20 年 5 月から JR 九州新幹線開業後の平成 <u>25</u> 年度までの <u>5 か年 11 月</u> とする。 〔3〕略 〔4〕数値目標の設定 中心市街地の活性化を数値的に把握するために数値目標を設定し、毎年度ごとに事業の進捗状況を管理していく。 <u>なお、計画の終期は当初設定していた平成 25 年 3 月から平成 26 年 3 月へ変更されたが、これに伴う推移値・事業効果の増減は考慮せず、引き続き当初の目標達成を目指すため、下記のとおり設定した平成 24 年度の目標指標をそのまま平成 25 年度の目標指標とする。</u> ①休日歩行者通行量 目標 1（市民活動による賑わいのある街）の指標 平成 19 年度：20,206 人 ↓ 数値目標 平成 <u>25</u> 年度：27,000 人 （中略）	○ 基本計画の名称：久留米市中心市街地活性化基本計画 ○ 作成主体：福岡県久留米市 ○ 計画期間：平成 20 年 5 月～平成 <u>25</u> 年 3 月まで（<u>4 か年 11 月</u>） 1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 〔1〕～〔4〕略 2. 中心市街地の位置及び区域 〔1〕～〔3〕略 3. 中心市街地の活性化の目標 〔1〕略 〔2〕計画期間 計画期間は、衰退している中心商業への早急な対応が必要であることから、平成 20 年 5 月から JR 九州新幹線開業後の平成 <u>24</u> 年度までの <u>4 か年 11 月</u> とする。 〔3〕略 〔4〕数値目標の設定 中心市街地の活性化を数値的に把握するために数値目標を設定し、毎年度ごとに事業の進捗状況を管理していく。 ①休日歩行者通行量 目標 1（市民活動による賑わいのある街）の指標 平成 19 年度：20,206 人 ↓ 数値目標 平成 <u>24</u> 年度：27,000 人 （中略）

歩行者通行量の推移(休日) 主要5地点合計



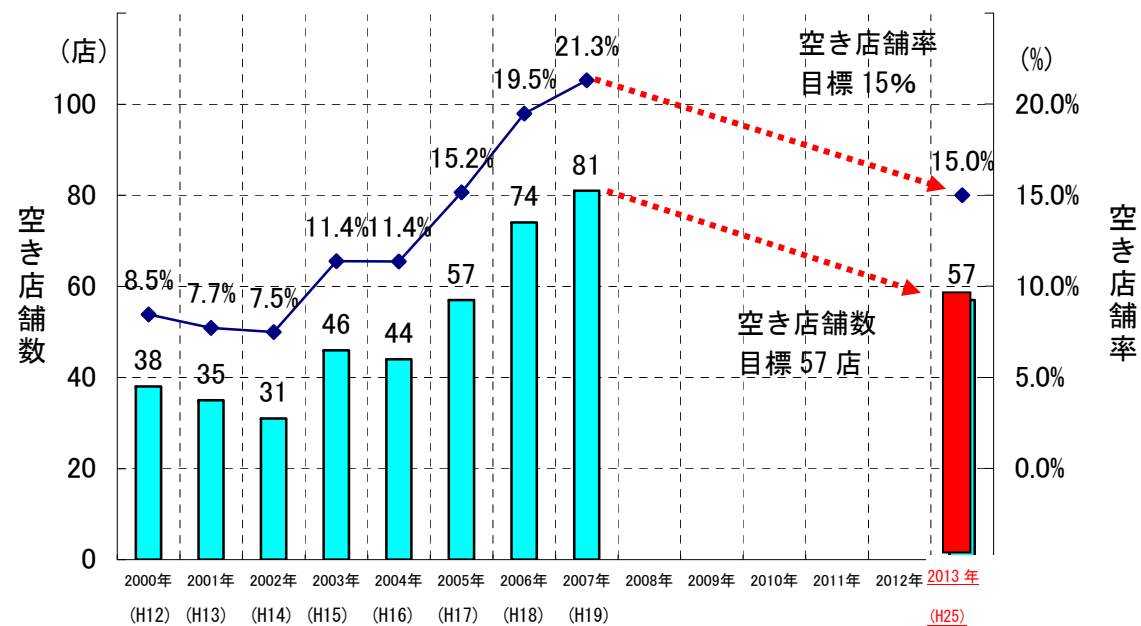
(中略)

②空き店舗率

目標2(多様なサービスが受けられる利便性高い街)の指標

平成 19 年度:空き店舗率 21.3% → 数値目標 平成 25 年度:空き店舗率 15%

(中略)

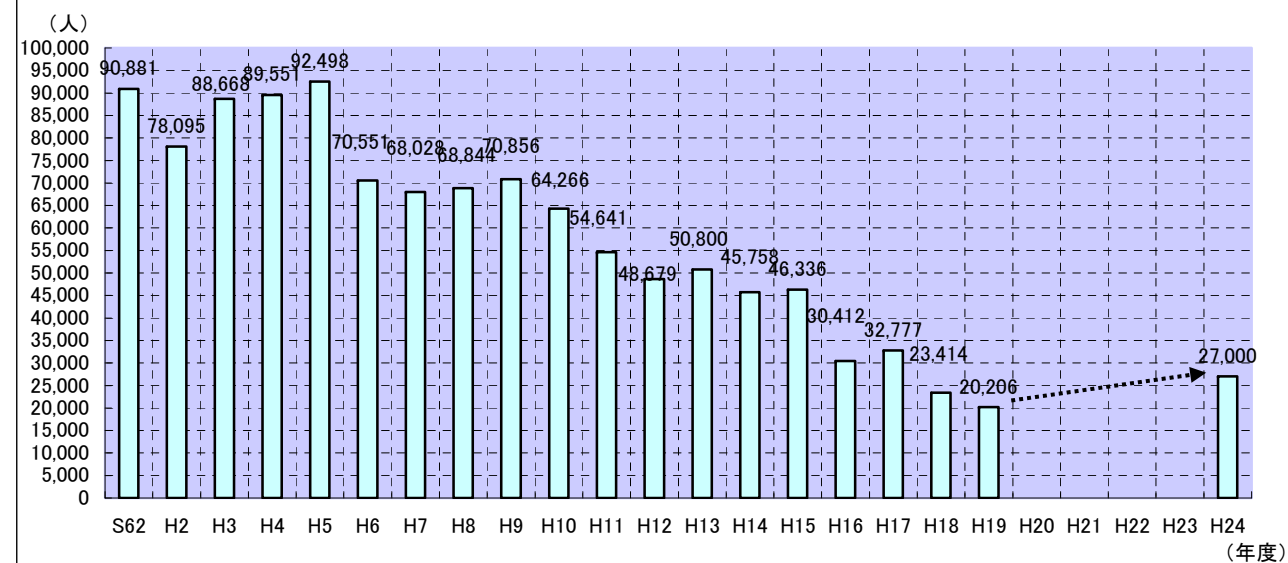


(中略)

【空き店舗削減の取り組み】

最近 1 年間では 30 店舗が出店しているが、退店が上回っているため空き店舗数は増加傾向にある。平成 19 年度時点の 81 店舗を基準とし、過去 4 年間で平均 8.75 店舗/年増加しているが平成 19 年度は増加数が 7 店舗と鈍化していることから平均増加数を 8 店舗と予想し、今後 5 年間で 40 店舗増加を見込んで 64 店舗削減に取り組み、平成 24 年度末の空き店舗数を

歩行者通行量の推移(休日) 主要5地点合計



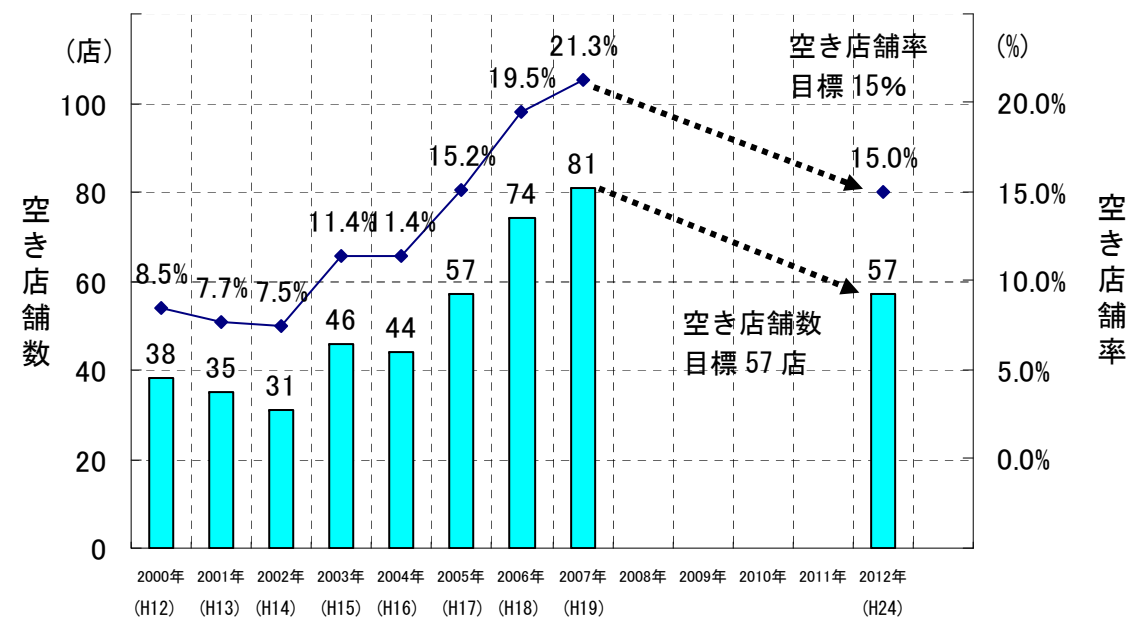
(中略)

②空き店舗率

目標2(多様なサービスが受けられる利便性高い街)の指標

平成 19 年度:空き店舗率 21.3% → 数値目標 平成 24 年度:空き店舗率 15%

(中略)



(中略)

【空き店舗削減の取り組み】

最近 1 年間では 30 店舗が出店しているが、退店が上回っているため空き店舗数は増加傾向にある。平成 19 年度時点の 81 店舗を基準とし、過去 4 年間で平均 8.75 店舗/年増加しているが平成 19 年度は増加数が 7 店舗と鈍化していることから平均増加数を 8 店舗と予想し、今後 5 年間で 40 店舗増加を見込んで 64 店舗削減に取り組み、平成 24 年度末の空き店舗数を

57 にすることで空き店舗率 15%を目指す。

81 店舗/ H19 時点+今後増加分(8 店×5 年)－削減数 64 店舗＝空き店舗数 57 店舗/H24

なお、空き店舗削減にあたっては、久留米市空き店舗対策助成制度による出店誘導や街づくり会社による取得、再開発事業や環境整備事業による隣接空き店舗に対する民間事業者の出店意欲を喚起する取り組みなどの相乗効果によって削減していく。

なお、計画の終期は当初設定していた平成 25 年 3 月から平成 26 年 3 月へ変更されたが、これに伴う推移値・事業効果の増減は考慮せず、平成 24 年度の目標指標をそのまま平成 25 年度の目標指標とする。

(中略)

③サービス・飲食業のシェア

目標2(多様なサービスが受けられる利便性高い街)の指標

平成 19 年度:33.8% → 数値目標 平成 25 年度:40%

(中略)

これを前提に、平成 24 年までの今後 5 年間に出店を予想している 214 店のうち、自然増の 150 店は直近 1 年間と同様の出店傾向と想定し、空き店舗率の目標数値を達成するために空き店舗削減数 64 店舗について政策的に取り組んでいく。

具体的な施策として、久留米市では、商店街ゾーニングプランに適合した業種について改装費の 50%を助成する制度を設けているが、さらに、高齢者などに配慮したサービス業や飲食店について空き店舗への積極的な誘導に取り組んでいく。そのため、店内段差の解消や手すり取り付け、通路拡幅などバリアフリー改修を行った場合、さらに 10%上積助成を予定している。このことから、高齢者などに配慮した店づくりを行うサービス業や休憩機能をもつ飲食店について、出店割合をさらに 1 割増(2 店舗)と想定とする。

直近出店実績		空き店舗削減(自然増)		空き店舗対策(飲食・サービス誘導)	
店舗数	シェア	店舗数	シェア	店舗数	シェア
7	22.6%	14	22.6%	10	14.9%
10	32.3%	21	32.3%	23	35.5%
14	45.1%	29	45.1%	31	49.6%
31	100.0%	64	100.0%	64	100.0%

今後 5 年間で予想される退店 190 店舗の割合は前述と同様とし、平成 19 年度時点の飲食サービス業から差し引き、自然増と空き店舗削減対策による出店を合計した出店総数 214 店を加えた平成 25 年度末の業種別内訳は以下の通り。

★多様な飲食、サービス業のシェア(H19～H24)

	H19現在		－	退店		＋	出店(自然増)		＋	空き店舗削減対策		⇒	H24年	
	営業店舗数	シェア		店舗数	シェア		店舗数	シェア		店舗数	シェア		営業店舗数	シェア
物販	198	66.2%	－	55	28.9%	＋	34	22.6%	＋	10	14.9%	⇒	187	57.9%
飲食	67	22.4%	－	60	31.6%	＋	48	32.3%	＋	23	35.5%	⇒	78	24.1%
サービス	34	11.4%	－	75	39.5%	＋	68	45.1%	＋	31	49.6%	⇒	58	18.0%
計	299	100.0%		190	100.0%		150	100.0%		64	100.0%		323	100.0%

空き店舗数	81	＋	(190)	－	(150)	－	(64)	⇒	57
全店舗合計	380							⇒	380
空き店舗率	21.3%							⇒	15.0%

※出店総数－退店総数 ▲190 (退店総数) ＋ 214 (出店総数) ⇒ 24

飲食サービス 平成 19 年度(67 店+34 店)+実質増加(11 店+24 店) =平成 24 年度 42.1%

営業店舗数 299 店－退店 190 店+自然増 150 店+空き店舗削減 64 店 > 目標数値 40%

なお、計画の終期は当初設定していた平成 25 年 3 月から平成 26 年 3 月へ変更されたが、これに伴う推移値・事業効果の増減は考慮せず、平成 24 年度の目標指標をそのまま平成 25 年度の目標指標とする。

(中略)

57 にすることで空き店舗率 15%を目指す。

81 店舗/ H19 時点+今後増加分(8 店×5 年)－削減数 64 店舗＝空き店舗数 57 店舗/H24

なお、空き店舗削減にあたっては、久留米市空き店舗対策助成制度による出店誘導や街づくり会社による取得、再開発事業や環境整備事業による隣接空き店舗に対する民間事業者の出店意欲を喚起する取り組みなどの相乗効果によって削減していく。

(中略)

③サービス・飲食業のシェア

目標2(多様なサービスが受けられる利便性高い街)の指標

平成 19 年度:33.8% → 数値目標 平成 24 年度:40%

(中略)

これを前提に、平成 24 年までの今後 5 年間に出店を予想している 214 店のうち、自然増の 150 店は直近 1 年間と同様の出店傾向と想定し、空き店舗率の目標数値を達成するために空き店舗削減数 64 店舗について政策的に取り組んでいく。

具体的な施策として、久留米市では、商店街ゾーニングプランに適合した業種について改装費の 50%を助成する制度を設けているが、さらに、高齢者などに配慮したサービス業や飲食店について空き店舗への積極的な誘導に取り組んでいく。そのため、店内段差の解消や手すり取り付け、通路拡幅などバリアフリー改修を行った場合、さらに 10%上積助成を予定している。このことから、高齢者などに配慮した店づくりを行うサービス業や休憩機能をもつ飲食店について、出店割合をさらに 1 割増(2 店舗)と想定とする。

直近出店実績		空き店舗削減(自然増)		空き店舗対策(飲食・サービス誘導)	
店舗数	シェア	店舗数	シェア	店舗数	シェア
7	22.6%	14	22.6%	10	14.9%
10	32.3%	21	32.3%	23	35.5%
14	45.1%	29	45.1%	31	49.6%
31	100.0%	64	100.0%	64	100.0%

今後 5 年間で予想される退店 190 店舗の割合は前述と同様とし、平成 19 年度時点の飲食サービス業から差し引き、自然増と空き店舗削減対策による出店を合計した出店総数 214 店を加えた平成 24 年度末の業種別内訳は以下の通り。

★多様な飲食、サービス業のシェア(H19～H24)

	H19現在		－	退店		＋	出店(自然増)		＋	空き店舗削減対策		⇒	H24年	
	営業店舗数	シェア		店舗数	シェア		店舗数	シェア		店舗数	シェア		営業店舗数	シェア
物販	198	66.2%	－	55	28.9%	＋	34	22.6%	＋	10	14.9%	⇒	187	57.9%
飲食	67	22.4%	－	60	31.6%	＋	48	32.3%	＋	23	35.5%	⇒	78	24.1%
サービス	34	11.4%	－	75	39.5%	＋	68	45.1%	＋	31	49.6%	⇒	58	18.0%
計	299	100.0%		190	100.0%		150	100.0%		64	100.0%		323	100.0%

空き店舗数	81	＋	(190)	－	(150)	－	(64)	⇒	57
全店舗合計	380							⇒	380
空き店舗率	21.3%							⇒	15.0%

※出店総数－退店総数 ▲190 (退店総数) ＋ 214 (出店総数) ⇒ 24

飲食サービス 平成 19 年度(67 店+34 店)+実質増加(11 店+24 店) =平成 24 年度 42.1%

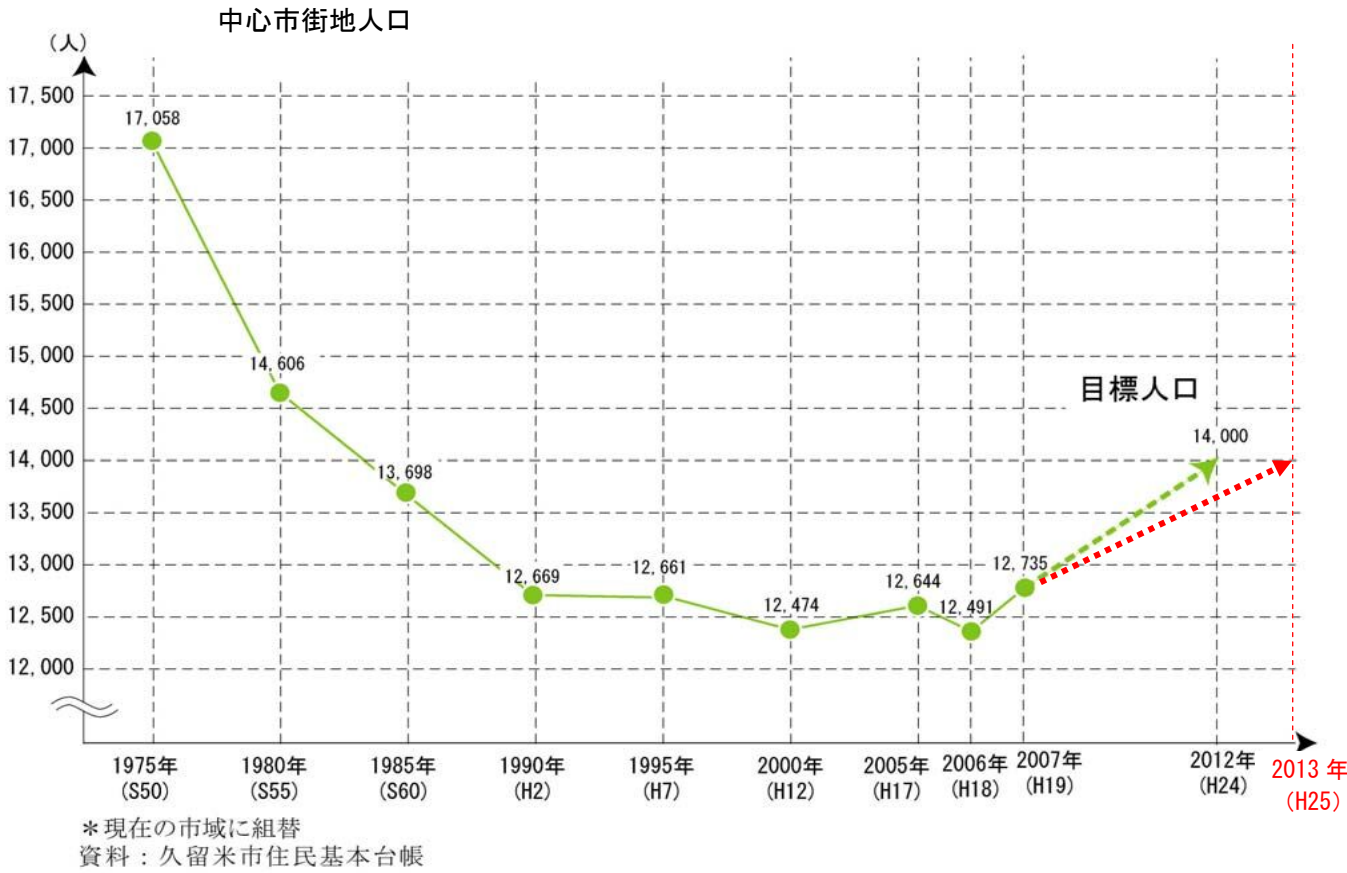
営業店舗数 299 店－退店 190 店+自然増 150 店+空き店舗削減 64 店 > 目標数値 40%

(中略)

④居住人口(目標3 便利な生活環境のもとで住みたい街の指標)

平成 19 年度:12,735 人

↓
数値目標 平成 25 年度:14,500 人



(中略)

○平成 25 年中心市街地目標人口

空き住宅を活用した子育て世代と高齢者などの住み替え支援制度は現時点で未着手のため、制度利用による増加分は数件(数十人)程度見込むものとする。

$$\text{平成 19 年人口 } 12,735 \text{ 人} + \text{増加分 } 1,697 \text{ 人} = 14,432 \text{ 人} + \text{住替支援} \div \text{数値目標 } 14,500 \text{ 人}$$

(中略)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]略

④居住人口(目標3 便利な生活環境のもとで住みたい街の指標)

平成 19 年度:12,735 人

↓
数値目標 平成 24 年度:14,500 人



(中略)

○平成 24 年中心市街地目標人口

空き住宅を活用した子育て世代と高齢者などの住み替え支援制度は現時点で未着手のため、制度利用による増加分は数件(数十人)程度見込むものとする。

$$\text{平成 19 年人口 } 12,735 \text{ 人} + \text{増加分 } 1,697 \text{ 人} = 14,432 \text{ 人} + \text{住替支援} \div \text{数値目標 } 14,500 \text{ 人}$$

(中略)

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]略

[2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業					[2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業 【事業内容】 ・中心市街地共同化住宅建設 延床 18,500 ㎡ 地上 19 階 住宅 162 戸 @76.2 ㎡ 商業業務施設 1 階 【実施時期】 ・H19～H24	推進協議会	○位置付け 新世界地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR 久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる「要(かなめ)」の役割が期待されている。機能的には、現在、商店街・地域コミュニティ施設や身近な医療施設等の生活施設が集積しており、都心における生活拠点となる地域である。 老朽家屋が密集する新世界地区の高度利用を図り、街なか居住に適した優良な住宅の整備を促進し、中心市街地活性化を推進する。 ○必要性 新世界地区は、平成 4 年に準備組合を組織化し再開発を目指しながらも、長年にわたり、合意形成ができず、今日に至った地区である。 このため、平成 18 年以降は地区を分割し、合意形成が整った第一期工区の事業化を推進してきた。 商店街に隣接しているものの幹線道路から離れた奥に位置する第一期工区では、商店街と連担するために低層階に商業施設を設置し、中高層階は住宅整備を行う。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地共同住宅供給事業(国土交通省) 【実施期間】 H19	地図番号1	_____ 新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業 _____ ・中心市街地共同化住宅建設 延床 18,500 ㎡ 地上 19 階 住宅 162 戸 @76.2 ㎡ 商業業務施設 1 階 _____ ・H19～H24	推進協議会	○位置付け 新世界地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR 久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる「要(かなめ)」の役割が期待されている。機能的には、現在、商店街・地域コミュニティ施設や身近な医療施設等の生活施設が集積しており、都心における生活拠点となる地域である。 老朽家屋が密集する新世界地区の高度利用を図り、街なか居住に適した優良な住宅の整備を促進し、中心市街地活性化を推進する。 ○必要性 新世界地区は、平成 4 年に準備組合を組織化し再開発を目指しながらも、長年にわたり、合意形成ができず、今日に至った地区である。 このため、平成 18 年以降は地区を分割し、合意形成が整った第一期工区の事業化を推進してきた。 商店街に隣接しているものの幹線道路から離れた奥に位置する第一期工区では、商店街と連担するために低層階に商業施設を設置し、中高層階は住宅整備を行う。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	_____ 中心市街地共同住宅供給事業(国土交通省) _____ H19	地図番号1

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関連する事業					(2)①略認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特別措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 JR久留米駅周辺整備事業 【事業内容】 ・東西自由通路（L＝100m、W＝10m、EV・ES各2） ・東口駐輪場 ・西口駐輪場 ・まちづくり協議会運営支援（地元まちづくり活動へのアドバイザー派遣） ・観光物産館整備事業 建築面積 200㎡ ・歴史のプロムナード整備（水天宮通りなど延長約1.67kmの美装化） 【実施時期】 ・H17～ <u>H25</u>	久留米市	○位置付け JR久留米駅は、新幹線駅の設置に伴い、広域・高速鉄道駅としての役割を担うこととなる。 新幹線導入効果を中心市街地の振興・発展に活かすためには、その受け皿としての機能を十分に発揮できるようなまちづくりを目指し、新幹線開業前の準備段階として戦略的な取り組みを進めることが、緊急かつ重要な課題である。 ○必要性 【東西自由通路、駐輪場】 駅周辺においては、交通結節機能やアクセス機能が不備な状況であり、将来の新幹線開業に伴う駅利用者の増大に対応した交通基盤の抜本的な再編・強化が必要である。 【観光物産館整備事業】 新幹線開業により、観光入込数の増加を図るため、「ほとめき(おもてなしの意)」の街・久留米の拠点を設置し、外国人来訪者を含む観光案内機能の充実と観光情報の収集・発信を行う必要がある。 【歴史のプロムナード整備】 新幹線開業を睨んだ観光政策として、地域の自然・歴史資源を有効に活用し、本市への集客を図るしかけづくりを進めることが必要である。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 <u>まちづくり交付金事業（国土交通省）</u> 【実施時期】 <u>H17～H21</u> 【支援措置】 <u>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（久留米市中心市街地地区））</u> 【実施時期】 <u>H22～H25</u>	地図番号 2 2-1 2-2 2-3 2-5 2-6 2-4	JR久留米駅周辺整備事業 ・東西自由通路（L＝100m、W＝10m、EV・ES各2） ・東口駐輪場 ・西口駐輪場 ・まちづくり協議会運営支援（地元まちづくり活動へのアドバイザー派遣） ・観光物産館整備事業 建築面積 200㎡ ・歴史のプロムナード整備（水天宮通りなど延長約1.67kmの美装化） ・H17～ <u>H22</u>	久留米市	○位置付け JR久留米駅は、新幹線駅の設置に伴い、広域・高速鉄道駅としての役割を担うこととなる。 新幹線導入効果を中心市街地の振興・発展に活かすためには、その受け皿としての機能を十分に発揮できるようなまちづくりを目指し、新幹線開業前の準備段階として戦略的な取り組みを進めることが、緊急かつ重要な課題である。 ○必要性 【東西自由通路、駐輪場】 駅周辺においては、交通結節機能やアクセス機能が不備な状況であり、将来の新幹線開業に伴う駅利用者の増大に対応した交通基盤の抜本的な再編・強化が必要である。 【観光物産館整備事業】 新幹線開業により、観光入込数の増加を図るため、「ほとめき(おもてなしの意)」の街・久留米の拠点を設置し、外国人来訪者を含む観光案内機能の充実と観光情報の収集・発信を行う必要がある。 【歴史のプロムナード整備】 新幹線開業を睨んだ観光政策として、地域の自然・歴史資源を有効に活用し、本市への集客を図るしかけづくりを進めることが必要である。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画（ <u> </u> ）） <u>H17～H21</u> <u>H19～H22</u>	地図番号 2 2-1 2-2 2-3 2-5 2-6 2-4

【事業名】 観光案内サイン事業 【事業内容】 ・JR 久留米駅周辺に歩行者誘導、地区説明案内、歴史説明サイン設置 【実施時期】 ・H19～H26	久留米市	○位置付け 九州新幹線久留米駅開業を見据え、市内への観光入込客数の増進を図る。 ○必要性 中心市街地については歴史的、文化的な個々の観光資源のネットワーク強化に向けた観光案内サインを整備することにより相乗効果を生み出しエリア一体としての観光交流の促進を図る。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 まちづくり交付金事業（国土交通省） 【実施時期】 H19～H21 【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（久留米市中心市街地地区）） 【実施時期】 H22～H26	3	観光案内サイン事業 ・JR 久留米駅周辺に歩行者誘導、地区説明案内、歴史説明サイン設置 ・H19～H26	久留米市	○位置付け 九州新幹線久留米駅開業を見据え、市内への観光入込客数の増進を図る。 ○必要性 中心市街地については歴史的、文化的な個々の観光資源のネットワーク強化に向けた観光案内サインを整備することにより相乗効果を生み出しエリア一体としての観光交流の促進を図る。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） H19～H26	3
【事業名】 東町公園整備 【事業内容】 ・地権者や民間事業者が行う景観整備や公園への通り抜け整備などと連携し都市公園を再整備 ・測量 1式 ・設計 1式 ・施設整備 約0.8ha 【実施時期】 H20～21	久留米市	○位置付け 商店街に隣接する公園という都市資源を活用し、憩いと賑わいの空間として位置付けて再整備し、中心市街地の活性化を推進する。 ○必要性 民間事業者が行う物産施設や公園への通り抜け整備、建物の景観整備などと連携して、久留米市が東町公園に樹木や外灯、ステージなど、憩いと賑わいの拠点として再整備する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 まちづくり交付金事業（国土交通省） 【実施時期】 H20～H21	7	東町公園整備 ・地権者や民間事業者が行う景観整備や公園への通り抜け整備などと連携し都市公園を再整備 ・測量 1式 ・設計 1式 ・施設整備 約0.8ha H20～21	久留米市	○位置付け 商店街に隣接する公園という都市資源を活用し、憩いと賑わいの空間として位置付けて再整備し、中心市街地の活性化を推進する。 ○必要性 民間事業者が行う物産施設や公園への通り抜け整備、建物の景観整備などと連携して、久留米市が東町公園に樹木や外灯、ステージなど、憩いと賑わいの拠点として再整備する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	まちづくり交付金（国土交通省） H20～H21	7

【事業名】 JR 久留米駅前第一街区市街地再開発事業 【事業内容】 ・地区面積 約 0.7ha 35 階建、 住宅 270 戸 【実施時期】 ・H18～H22	再開発組合	○位置付け 九州新幹線の開業に向けて、本市の玄関口にふさわしい高度で合理的な土地利用、良好な住宅の供給を促進する。 ○必要性 中心市街地における居住人口の増加を図るために住宅を取り入れた再開発を行う。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） 【実施時期】 H18～H22	5		_____ JR 久留米駅前第一街区市街地再開発事業 _____ ・地区面積 約 0.7ha 35 階建、 住宅 270 戸 _____ ・H18～H22	再開発組合	○位置付け 九州新幹線の開業に向けて、本市の玄関口にふさわしい高度で合理的な土地利用、良好な住宅の供給を促進する。 ○必要性 中心市街地における居住人口の増加を図るために住宅を取り入れた再開発を行う。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	_____ 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） _____ H18～H22	5	
【事業名】 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 【事業内容】 ・地区面積 約 1.1ha 商業施設、 公益施設等 【実施時期】 ・H23～H27	再開発組合	○位置付け 六ツ門8番街地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR 久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる要としての役割が期待されている。機能的には現在、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。 閉鎖した井筒屋跡地と周辺の宅地を定期的に整備し、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、新たな賑わい機能等を導入することにより、中心市街地の活性化を推進する。 ○必要性 六ツ門8番街地区は、平成 19 年 6 月に地権者による研究会が設置され、平成 23 年 1 月には再開発準備組合が設立している。再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、商業施設や公益施設を整備することにより、六ツ門地区全体の活性化、集客や回遊性の強化を図る必要がある。 これらのことから、賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいある街づくり」という目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） 【実施時期】 H23～H27	44		_____ 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 _____ ・地区面積 約 1.1ha 商業施設、 公益施設等 _____ ・H23～H27	再開発組合	○位置付け 六ツ門8番街地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR 久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる要としての役割が期待されている。機能的には現在、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、都心部における市民の交流拠点として再生を図るべき地域である。 閉鎖した井筒屋跡地と周辺の宅地を定期的に整備し、土地の高度利用と都市機能の更新を図り、新たな賑わい機能等を導入することにより、中心市街地の活性化を推進する。 ○必要性 六ツ門8番街地区は、平成 19 年 6 月に地権者による研究会が設置され、平成 23 年 1 月には再開発準備組合が設立している。再開発事業により土地の高度利用と都市機能を更新し、商業施設や公益施設を整備することにより、六ツ門地区全体の活性化、集客や回遊性の強化を図る必要がある。 これらのことから、賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいある街づくり」という目標を達成するために必要な事業である。	_____ 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） _____ H23～H27	44	

【事業名】 バリアフリー歩行空間 ネットワーク事業	国土交通省 福岡県	○位置付け 国や福岡県と連携しながら西鉄久留米駅 周辺区をバリアフリーの歩行空間とする。	【支援事業】 交通安全対策特別交付 金（総務省） 【実施時期】 H19～H23	10	(4)より移行				
【事業内容】 道路事業 市道 E1 号線外 3 路線	久留米市	○必要性 歩行者や車いす利用者など、だれもが安 心安全で中心市街地に出かけられる歩行 空間を確保する。	【支援措置】 社会資本整備総合交付 金（都市再生整備計画 事業（久留米市中心市 街地地区））		【実施時期】 H24～H26				

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実 施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び 実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実 施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び 実施時期	その他の事項
【事業名】 新世界地区(第一期工 区)優良建築物等整備 事業(再掲)	推進協議会	○位置付け 新世界地区は、中心市街地のほぼ中央 に位置しており、JR 久留米駅から西鉄 久留米駅までの都心の各機能をつなぎ とめる「要(かなめ)」の役割が期待され ている。機能的には、現在、商店街・地 域コミュニティ施設や身近な医療施設等 の生活施設が集積しており、都心におけ る生活拠点となる地域である。	【支援措置】 社会資本整備総合交 付金（優良建築物等 整備事業）	地図番号 1	新世界地区(第一期工 区)優良建築物等整備 事業(再掲)	推進協議会	○位置付け 新世界地区は、中心市街地のほぼ中央 に位置しており、JR 久留米駅から西鉄 久留米駅までの都心の各機能をつなぎ とめる「要(かなめ)」の役割が期待され ている。機能的には、現在、商店街・地 域コミュニティ施設や身近な医療施設等 の生活施設が集積しており、都心におけ る生活拠点となる地域である。	社会資本整備総合交 付金（優良建築物等 整備事業）	地図番号 1
【事業内容】 ・中心市街地共同化 住宅建設 延床 18,500 ㎡ 地上 19 階 住宅 162 戸 @76.2 ㎡ 商業業務施設 1 階		老朽家屋が密集する新世界地区の高度 利用を図り、街なか居住に適した優良な 住宅の整備を促進し、中心市街地活性 化を推進する。	【実施時期】 H22～H24		・中心市街地共同化 住宅建設 延床 18,500 ㎡ 地上 19 階 住宅 162 戸 @76.2 ㎡ 商業業務施設 1 階		老朽家屋が密集する新世界地区の高度 利用を図り、街なか居住に適した優良な 住宅の整備を促進し、中心市街地活性 化を推進する。	H22～H24	
【実施時期】 ・H19～H24		○必要性 新世界地区は、平成 4 年に準備組合を 組織化し再開発を目指しながらも、長年 にわたり、合意形成ができず、今日に至 った地区である。 このため、平成 18 年以降は地区を分割 し、合意形成が整った第一期工区の事 業化を推進してきた。			・H19～H24		○必要性 新世界地区は、平成 4 年に準備組合を 組織化し再開発を目指しながらも、長年 にわたり、合意形成ができず、今日に至 った地区である。 このため、平成 18 年以降は地区を分割 し、合意形成が整った第一期工区の事 業化を推進してきた。		
		商店街に隣接しているものの幹線道路 から離れた奥に位置する第一期工区で は、商店街と連担するために低層階に 商業施設を設置し、中高層階は住宅整 備を行う。					商店街に隣接しているものの幹線道路 から離れた奥に位置する第一期工区で は、商店街と連担するために低層階に 商業施設を設置し、中高層階は住宅整 備を行う。		

【事業名】 JR 久留米駅周辺整備 事 【事業内容】 ・久留米駅東口線 【実施時期】 H19～H22	福岡県	○位置付け JR久留米駅は、新幹線駅の設置に伴い、広域・高速鉄道駅としての役割を担うこととなる。 新幹線導入効果を中心市街地の振興・発展に活かすためには、その受け皿としての機能を十分に発揮できるようなまちづくりを目指し、新幹線開業前の準備段階として戦略的な取り組みを進めることが、緊急かつ重要な課題である。 ○必要性 【久留米駅東口線】 交通結節機能の強化及び沿道街区の合理的な土地利用を促進する必要がある。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） 【実施時期】 H19～H22	2 2-11		_____ JR 久留米駅周辺整備 事 _____ ・久留米駅東口線 _____ H19～H22	福岡県	○位置付け JR久留米駅は、新幹線駅の設置に伴い、広域・高速鉄道駅としての役割を担うこととなる。 新幹線導入効果を中心市街地の振興・発展に活かすためには、その受け皿としての機能を十分に発揮できるようなまちづくりを目指し、新幹線開業前の準備段階として戦略的な取り組みを進めることが、緊急かつ重要な課題である。 ○必要性 【久留米駅東口線】 交通結節機能の強化及び沿道街区の合理的な土地利用を促進する必要がある。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	_____ 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） _____ H19～H22	2 2-11	
【事業名】 新世界地区（第二期工区）優良建築物等整備事業 【事業内容】 延床 23,000 m² 地上 14 階 商業業務施設 1階～5階 住宅 6階～14階 139 戸 @66 m² 【実施時期】 H25～H27	推進協議会	○位置付け 新世界地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる「要（かなめ）」の役割が期待されている。機能的には、現在、商店街・地域コミュニティ施設や身近な医療施設等の生活拠点が集積しており、都心における生活拠点となる地域である。 老朽家屋が密集する新世界地区の高度利用を図り、市街地の整備改善と街なか居住に適した優良な住宅の促進し、中心市街地活性化を推進する。 ○必要性 新世界地区は、平成4年に準備組合を組織化し再開発を目指しながらも、長年にわたり、合意形成ができず、今日に至った地区である。 このため平成18年以降は、地区を分割し、合意形成が整った第一期工区の事業化を推進してきた。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 【実施時期】 H25～H27	40		_____ 新世界地区（第二期工区）優良建築物等整備事業 _____ 延床 23,000 m² 地上 14 階 商業業務施設 1階～5階 住宅 6階～14階 139 戸 @66 m² _____ H24～H27	推進協議会	○位置付け 新世界地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる「要（かなめ）」の役割が期待されている。機能的には、現在、商店街・地域コミュニティ施設や身近な医療施設等の生活拠点が集積しており、都心における生活拠点となる地域である。 老朽家屋が密集する新世界地区の高度利用を図り、市街地の整備改善と街なか居住に適した優良な住宅の促進し、中心市街地活性化を推進する。 ○必要性 新世界地区は、平成4年に準備組合を組織化し再開発を目指しながらも、長年にわたり、合意形成ができず、今日に至った地区である。 このため平成18年以降は、地区を分割し、合意形成が整った第一期工区の事業化を推進してきた。	_____ 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） _____ H24～H27	40	

		第二期工区は、第一期工区の西側に位置し、幹線道路に面している。下層階には、商業施設や業務施設、上層階に住宅を配置し、住宅付複合商業施設の整備を行う。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。				第二期工区は、第一期工区の西側に位置し、幹線道路に面している。下層階には、商業施設や業務施設、上層階に住宅を配置し、住宅付複合商業施設の整備を行う。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		
--	--	---	--	--	--	---	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交通安全施設整備事業 【事業内容】 ・交通拠点へアクセスする幹線道路(市道 A3 号線)に道路照明を設置する 【事業時期】 ・H19	久留米市	○位置付け 交通拠点へアクセスする幹線道路整備の一環として位置付けられる。 ○必要性 夜間にも安心して都心部を回遊できる環境を整えるため道路照明を整備する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 交通安全対策特別交付金(総務省) 【実施時期】 H19	地図番号 6

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 久留米市商品化戦略プラン実施事業 【事業内容】 ・(財)久留米観光コンベンション国際交流協会への助成 ・観光商品の開発 ・ボランティアガイドの育成	(財)久留米観光コンベンション国際交流協会	○位置付け 平成 23 年春の九州新幹線全線開業のインパクトを活用し、JR久留米駅周辺および中心市街地における新たな観光商品の開発により、久留米市内への更なる誘客の推進を図る。 ○必要性 平成 18 年度に策定した新幹線開業効果観光活用事業の久留米市商品化戦略プランを実施するために、平成 19、20 年度に着地型観光商品の開発と受入の仕組みづくりを行い、21、22 年度に観光	【支援措置】 <u>久留米市補助金</u> 【実施時期】 H19～	地図番号 4

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
交通安全施設整備事業 ・交通拠点へアクセスする幹線道路(市道 A3 号線)に道路照明を設置する ・H19	久留米市	○位置付け 交通拠点へアクセスする幹線道路整備の一環として位置付けられる。 ○必要性 夜間にも安心して都心部を回遊できる環境を整えるため道路照明を整備する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	交通安全対策特別交付金(総務省) H19	地図番号 6

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
久留米市商品化戦略プラン実施事業 ・(財)久留米観光コンベンション国際交流協会への助成 ・観光商品の開発 ・ボランティアガイドの育成	(財)久留米観光コンベンション国際交流協会	○位置付け 平成 23 年春の九州新幹線全線開業のインパクトを活用し、JR久留米駅周辺および中心市街地における新たな観光商品の開発により、久留米市内への更なる誘客の推進を図る。 ○必要性 平成 18 年度に策定した新幹線開業効果観光活用事業の久留米市商品化戦略プランを実施するために、平成 19、20 年度に着地型観光商品の開発と受入の仕組みづくりを行い、21、22 年度に観光	H19～	地図番号 4

・観光プロモーションの実施 【実施期間】 ・H19～		キャンペーン活動を実施する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。			・観光プロモーションの実施 _____ ・H19～		キャンペーン活動を実施する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		
【事業名】 JR久留米駅周辺整備事業 【事業内容】 ・昭和通りシンボルロード整備（修景施設等の整備） 【実施時期】 ・H21～H22	久留米市	○位置付け JR久留米駅は、新幹線駅の設置に伴い、広域・高速鉄道駅としての役割を担うこととなる。 新幹線導入効果を中心市街地の振興・発展に活かすためには、その受け皿としての機能を十分に発揮できるようなまちづくりを目指し、新幹線開業前の準備段階として戦略的な取り組みを進めることが、緊急かつ重要な課題である。 ○必要性 【昭和通りシンボルロード整備】 駅部空間は玄関口としての魅力や快適性が欠如しており、賑わいの中枢を成すものとして駅部の抜本的な整備に併せた快適空間を創出が必要である。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 福岡県補助金 【実施時期】 H21 _____	2 2-12	_____ JR久留米駅周辺整備事業 _____ ・昭和通りシンボルロード整備（修景施設等の整備） _____ ・H21～H22	久留米市	○位置付け JR久留米駅は、新幹線駅の設置に伴い、広域・高速鉄道駅としての役割を担うこととなる。 新幹線導入効果を中心市街地の振興・発展に活かすためには、その受け皿としての機能を十分に発揮できるようなまちづくりを目指し、新幹線開業前の準備段階として戦略的な取り組みを進めることが、緊急かつ重要な課題である。 ○必要性 【昭和通りシンボルロード整備】 駅部空間は玄関口としての魅力や快適性が欠如しており、賑わいの中枢を成すものとして駅部の抜本的な整備に併せた快適空間を創出が必要である。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	_____ _____ _____ H21～H22	2 2-12
【事業名】 緑化拠点整備事業 【事業内容】 ・池町川両岸歩道を計画的に緑道として整備 @600m×2 【実施時期】 ・H19～H22	久留米市	○位置付け 市民が回遊し集える場所を創出することにより季節を感じながら快適に歩ける空間を整備する。 ○必要性 池町川歩道について、通行の障害となる花壇や太い車止めなどを撤去して、人と車椅子などがすれ違えるようにバリアフリーの環境整備を行う。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 福岡県補助金 【実施時期】 H19～H22	8	_____ 緑化拠点整備事業 _____ ・池町川両岸歩道を計画的に緑道として整備 @600m×2 _____ ・H19～H23	久留米市	○位置付け 市民が回遊し集える場所を創出することにより季節を感じながら快適に歩ける空間を整備する。 ○必要性 池町川歩道について、通行の障害となる花壇や太い車止めなどを撤去して、人と車椅子などがすれ違えるようにバリアフリーの環境整備を行う。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	_____ _____ _____ H19～H23	8

【事業名】 市民駐車場整備事業 【事業内容】 ・収容 175 台 ・自走式 1 層 2 段 ・PFI 方式等を活用検討 【実施時期】 ・H19～H21	久留米市	○位置付け 中心市街地への来街と市民への行政サービス利用の促進を図る。 ○必要性 飽和状態にある市民駐車場の収容台数を増加させることにより、来街者の利便性向上を図る。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		9		市民駐車場整備事業 ・収容 175 台 ・自走式 1 層 2 段 ・PFI 方式等を活用検討 ・H19～H21	久留米市	○位置付け 中心市街地への来街と市民への行政サービス利用の促進を図る。 ○必要性 飽和状態にある市民駐車場の収容台数を増加させることにより、来街者の利便性向上を図る。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	H19～H21	9
(2)①へ移行						バリアフリー歩行空間ネットワーク事業 H19～	国土交通省 福岡県 久留米市	○位置付け 国や福岡県と連携しながら西鉄久留米駅周辺区をバリアフリーの歩行空間とする。 ○必要性 歩行者や車いす利用者など、だれもが安心安全で中心市街地に出かけられる歩行空間を確保する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	H19～H24	10

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1]略 [2]具体的事業の内容 (1)(略) (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1]略 [2]具体的事業の内容 (1)(略) (2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 坂本繁二郎生家保存整備事業 【事業内容】 ・郷土出身近代洋画家の生家である現建物を解体し、復元する 【実施時期】 ・H18～H21	久留米市	○位置付け 地域住民の交流の場や歴史学習の場として、また、来街者を増やすための観光資源としての活用を図る。 ○必要性 JR久留米駅に近接する郷土出身近代洋画家・坂本繁二郎生家を、城下町に唯一残る武家屋敷として復元し活用していく。 これらのことから、賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 まちづくり交付金事業（国土交通省） 【実施時期】 H18～H21	地図番号 11	_____ 坂本繁二郎生家保存整備事業 _____ ・郷土出身近代洋画家の生家である現建物を解体し、復元する _____ ・H18～H21	久留米市	○位置付け 地域住民の交流の場や歴史学習の場として、また、来街者を増やすための観光資源としての活用を図る。 ○必要性 JR久留米駅に近接する郷土出身近代洋画家・坂本繁二郎生家を、城下町に唯一残る武家屋敷として復元し活用していく。 これらのことから、賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	_____ まちづくり交付金（国土交通省） _____ H18～H21	地図番号 11
【事業名】 六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業 【事業内容】 地下2階、地上6階導入施設 ・にぎわい交流施設・公益施設 ・商業施設 【実施時期】 H21～22	地権者	○位置付け 六ツ門地区にある旧六ツ門プラザビルは、中心市街地のほぼ中央に位置しており、昭和58年3月にダイエー六ツ門店がオープンし、当地区は、良好な商業集積を形成していたが、平成17年11月に閉店したことにより、当地区を含め周辺の商店街などにも大きな影響が出ている。そこで、当ビルに、にぎわい交流施設・公益施設、商業施設を導入し、中心市街地の来街者の促進を図る。 ○必要性 当ビルの再生は、六ツ門地区の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、また中心市街地全体への波及効果も大きいと考えられる。そこで、当ビルに、にぎわい交流施設・公益施設として図書館分館、子育て活動スペース、研修施設、学習施設など、商業施設としてスーパーマーケットなどの導入を推進し、空きビルの再生を行う。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（六ツ門地区）） 【実施時期】 H21～22	42	_____ 六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業 _____ 地下2階、地上6階導入施設 ・にぎわい交流施設・公益施設 ・商業施設 _____ H21～22	地権者	○位置付け 六ツ門地区にある旧六ツ門プラザビルは、中心市街地のほぼ中央に位置しており、昭和58年3月にダイエー六ツ門店がオープンし、当地区は、良好な商業集積を形成していたが、平成17年11月に閉店したことにより、当地区を含め周辺の商店街などにも大きな影響が出ている。そこで、当ビルに、にぎわい交流施設・公益施設、商業施設を導入し、中心市街地の来街者の促進を図る。 ○必要性 当ビルの再生は、六ツ門地区の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、また中心市街地全体への波及効果も大きいと考えられる。そこで、当ビルに、にぎわい交流施設・公益施設として図書館分館、子育て活動スペース、研修施設、学習施設など、商業施設としてスーパーマーケットなどの導入を推進し、空きビルの再生を行う。	_____ 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（_____）） _____ H21～22	42

【事業名】 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 (再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
【事業名】 六ツ門 8・9 番街地区暮らし・にぎわい再生事業 (（仮称）久留米市総合都市プラザ) 【事業内容】 ・整備延面積 約 29,500 ㎡ ・整備施設 にぎわい交流施設、 公益施設、商業施設等 【実施時期】 ・H23～H27	久留米市	○位置付け 六ツ門 8・9 番街地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR 久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる要としての役割が期待されている。しかしながら、平成 21 年 2 月に久留米井筒屋が閉店し商業機能が低下するなど、周辺商店街に大きな影響がでている。 そこで当該地区において、文化芸術振興機能やコンベンション機能を有する都市福利施設の導入や六角堂広場の機能充実など、施設整備を行い来街者の促進を図る。 ○必要性 当該地区の再生は、くるめりあ六ツ門や新世界地区の整備と連帯することにより、六ツ門地区全体の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、中心市街地全体への波及効果が期待されている。 そこで、ホールや展示室等を有する都市福利施設の整備や市民広場の機能拡充及び、商業機能を導入し、当該地区の賑わいの再生を図る。 これらのことから、賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業(六ツ門地区)) 【実施時期】 H23～H26	45	
六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業 (再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
六ツ門 8・9 番街地区暮らし・にぎわい再生事業 (（仮称）久留米市総合都市プラザ) ・整備延面積 約 29,500 ㎡ ・整備施設 にぎわい交流施設、 公益施設、商業施設等 ・H23～H27	久留米市	○位置付け 六ツ門 8・9 番街地区は、中心市街地のほぼ中央に位置しており、JR 久留米駅から西鉄久留米駅までの都心の各機能をつなぎとめる要としての役割が期待されている。しかしながら、平成 21 年 2 月に久留米井筒屋が閉店し商業機能が低下するなど、周辺商店街に大きな影響がでている。 そこで当該地区において、文化芸術振興機能やコンベンション機能を有する都市福利施設の導入や六角堂広場の機能充実など、施設整備を行い来街者の促進を図る。 ○必要性 当該地区の再生は、くるめりあ六ツ門や新世界地区の整備と連帯することにより、六ツ門地区全体の商業の活性化、集客や回遊性の強化、来街者の利便性向上等、大きな成果が見込まれ、中心市街地全体への波及効果が期待されている。 そこで、ホールや展示室等を有する都市福利施設の整備や市民広場の機能拡充及び、商業機能を導入し、当該地区の賑わいの再生を図る。 これらのことから、賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街づくり」という目標を達成するために必要な事業である。	社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業(六ツ門地区)) H23～H26	45	
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 該当なし (3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 該当なし					
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業 該当なし (3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 該当なし					

(4) 国の支援がないその他の事業					(4) 国の支援がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 バリアフリー促進事業 【事業内容】 ・民間施設のバリアフリー改修工事を支援 【実施時期】 ・～H25	福岡県 久留米市	○位置付け 民間施設のバリアフリー化を促進し、市民活動など社会参加できるまちづくりを推進する。 ○必要性 中心市街地のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者を始め、すべての市民が外出しやすい環境を整える。これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 福岡県補助金 久留米市補助金 【実施時期】 H19 ____	地図番号 12	____ バリアフリー促進事業 ____ ・民間施設のバリアフリー改修工事を支援 ____ ・～H24	福岡県 久留米市	○位置付け 民間施設のバリアフリー化を促進し、市民活動など社会参加できるまちづくりを推進する。 ○必要性 中心市街地のバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者を始め、すべての市民が外出しやすい環境を整える。これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	____ 福岡県補助金 久留米市補助金 H19～H24	地図番号 12
【事業名】 保健所設置事業 【事業内容】 ・中核市移行に伴う保健所を開設 【事業時期】 ・H18～	久留米市	○位置付け 中核市移行に伴い、設置が必要な保健所(事務・診療部門)を公共交通機能が充実し住民の利便性が確保できる中心市街地に設置する。 ○必要性 年間 13,500 人程度の来街者が見込まれ、そこを訪れる市民が近隣の公共施設や民間の業務施設等を併せて利用することなどで、中心市街地の賑わい創出の一助となることも期待される。 保健・福祉・医療が一体となった住民サービスの提供を中心市街地で行うことにより、「健康づくり」を通したまちづくり活動への展開など、地域の活性化へつなげていく。 これらのことから中心市街地の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	____	13	____ 保健所設置事業 ____ ・中核市移行に伴う保健所を開設 ____ ・H18～	久留米市	○位置付け 中核市移行に伴い、設置が必要な保健所(事務・診療部門)を公共交通機能が充実し住民の利便性が確保できる中心市街地に設置する。 ○必要性 年間 13,500 人程度の来街者が見込まれ、そこを訪れる市民が近隣の公共施設や民間の業務施設等を併せて利用することなどで、中心市街地の賑わい創出の一助となることも期待される。 保健・福祉・医療が一体となった住民サービスの提供を中心市街地で行うことにより、「健康づくり」を通したまちづくり活動への展開など、地域の活性化へつなげていく。 これらのことから中心市街地の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	H19～H23	13
【事業名】 文化街詰所設置 【事業内容】 ・文化街内に警察の詰所を設置する 【実施時期】 ・H18～H20	久留米市	○位置付け 治安面から安心安全のまちづくりを推進する。 ○必要性 筑後一の繁華街である文化街に、防犯上の観点から警察の詰所を設置する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	____	14	____ 文化街詰所設置 ____ ・文化街内に警察の詰所を設置する ____ ・H18～H20	久留米市	○位置付け 治安面から安心安全のまちづくりを推進する。 ○必要性 筑後一の繁華街である文化街に、防犯上の観点から警察の詰所を設置する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	H19～H20	14

【事業名】 老人いこいの家整備事業 【事業内容】 ・日吉小体育館、公民館、消防団詰所の改築に伴い、老人いこいの家を新設 ・規模 175.63 ㎡ 【実施時期】 ・H19	久留米市	○位置付け 中心市街地の日吉校区は、商業地域内にあって都市的土地利用が中心であるため、小学校体育館や消防団詰所などと共同で整備し、土地の有効利用を図るとともに世代間交流を進める。 ○必要性 住民が建設する校区公民館等と合築して老人憩いの家を整備し、高齢者などを始めとする地元住民が交流できる空間を確保する。また、維持管理費の効率化、多世代の交流機会の拡大、建設費の縮減が期待できる。 これらのことから賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりを達成するために必要な事業である。		15		_____ 老人いこいの家整備事業 _____ ・日吉小体育館、公民館、消防団詰所の改築に伴い、老人いこいの家を新設 ・規模 175.63 ㎡ _____ ・H19	久留米市	○位置付け 中心市街地の日吉校区は、商業地域内にあって都市的土地利用が中心であるため、小学校体育館や消防団詰所などと共同で整備し、土地の有効利用を図るとともに世代間交流を進める。 ○必要性 住民が建設する校区公民館等と合築して老人憩いの家を整備し、高齢者などを始めとする地元住民が交流できる空間を確保する。また、維持管理費の効率化、多世代の交流機会の拡大、建設費の縮減が期待できる。 これらのことから賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりを達成するために必要な事業である。	H19	15	
【事業名】 市内大学等单位互換制度共同講義 【事業内容】 ・六ツ門大学等で、市内5高等教育機関による単位互換制度の共同講義を実施 【事業時期】 ・H17～	久留米学術研究都市づくり推進協議会	○位置付け 5つの高等教育機関が集積する久留米市の特性を活かし、学術研究都市づくりを推進する。 ○必要性 街なかで実施される大学等による単位互換制度の共同講義の取り組みを支援することにより、学生を街なかに誘導するとともに、周辺部に位置する大学と中心市街地との連携を図り、大学の姿が見えるまちづくりを展開する。 これらのことから中心市街地の魅力向上につながり「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりを達成するために必要な事業である。		16		_____ 市内大学等单位互換制度共同講義 _____ ・六ツ門大学等で、市内5高等教育機関による単位互換制度の共同講義を実施 _____ ・H17～	久留米学術研究都市づくり推進協議会	○位置付け 5つの高等教育機関が集積する久留米市の特性を活かし、学術研究都市づくりを推進する。 ○必要性 街なかで実施される大学等による単位互換制度の共同講義の取り組みを支援することにより、学生を街なかに誘導するとともに、周辺部に位置する大学と中心市街地との連携を図り、大学の姿が見えるまちづくりを展開する。 これらのことから中心市街地の魅力向上につながり「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりを達成するために必要な事業である。	H19～H24	16	
【事業名】 市民公開講座の共同実施 【事業内容】 ・学術研究機関による市民公開講座の共同実施 【実施期間】 ・H19～	久留米学術研究都市づくり推進協議会	○位置付け 5つの高等教育機関が集積する久留米市の特性を活かし、学術研究都市づくりを推進する。 ○必要性 街なかで実施される大学等の地域貢献活動を支援することにより、周辺部に位置する大学と中心市街地との連携を図り、大学の姿が見えるまちづくりを展開する。 これらのことから中心市街地の魅力魅力につながり「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりを達成するために必要な事業である。		17		_____ 市民公開講座の共同実施 _____ ・学術研究機関による市民公開講座の共同実施 _____ ・H19～	久留米学術研究都市づくり推進協議会	○位置付け 5つの高等教育機関が集積する久留米市の特性を活かし、学術研究都市づくりを推進する。 ○必要性 街なかで実施される大学等の地域貢献活動を支援することにより、周辺部に位置する大学と中心市街地との連携を図り、大学の姿が見えるまちづくりを展開する。 これらのことから中心市街地の魅力魅力につながり「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりを達成するために必要な事業である。	H19～H24	17	

【事業名】 NPO連携事業（六ツ門大学） 【事業内容】 ・年2回開講。1回あたり6コース40講座開催 【実施時期】 ・H17～	(株)ハイマート久留米 六ツ門大学運営委員会	○位置付け 商店街の来街者を増やすために、空き店舗を活用し、中高年の生涯学習の場として整備した六ツ門大学の充実を図る。 ○必要性 受講者への割引やサービスなど商店街と連携することで、中心市街地への来街促進を図り、買物などの経済効果に結びつけていく。 これらのことから賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりを達成するために必要な事業である。	【支援措置】 福岡県補助金 久留米市補助金 H19～H25	35
【事業名】 NPO連携事業（六ツ門大学） ・年2回開講。1回あたり6コース40講座開催 ・H17～	(株)ハイマート久留米 六ツ門大学運営委員会	○位置付け 商店街の来街者を増やすために、空き店舗を活用し、中高年の生涯学習の場として整備した六ツ門大学の充実を図る。 ○必要性 受講者への割引やサービスなど商店街と連携することで、中心市街地への来街促進を図り、買物などの経済効果に結びつけていく。 これらのことから賑わいと回遊性の向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりを達成するために必要な事業である。	福岡県補助金 久留米市補助金 H19	35

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1](略)

[2]具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 JR 久留米駅前第一街区市街地再開発事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1](略)

[2]具体的事業の内容

(2) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 JR 久留米駅前第一街区市街地再開発事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【事業名】 新世界地区（第二期工区）優良建築物等整備事業（再掲） （略）	（略）	（略）	（略）	（略）	_____ 新世界地区（第二期工区）優良建築物等整備事業（再掲） （略）	（略）	（略） 、	（略）	（略）
【事業名】 福岡県住宅供給公社小頭団地建て替え 【事業内容】 ・現団地の建て替え 約 80 戸 【実施時期】 ・H18～H22	福岡県住宅供給公社	○位置付け 福岡県住宅供給公社小頭団地を建て替える。 ○必要性 中心市街地の公社住宅においてファミリー向きから単身者向きまでさまざまなタイプの住宅を供給し、多様な世代の街なか居住に寄与する。 このことから中心市街地の居住人口を増やし「便利な生活環境のもとで住み続けたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（地域住宅協議会事業） 【実施時期】 H21	19	（4）より移行				
【事業名】 地域優良賃貸住宅供給促進事業 【実施時期】 ・H20～	久留米市	○位置付け 高齢者や子育て世代に優しい共同住宅を街なかに誘導し歩いて暮らせるまちづくりを推進する ○必要性 民間事業者による住宅開発に際し、バリアフリーであるとともに、医療・福祉施設などが一体となった、高齢者や子育て世代に優しい住宅を供給し、街なか居住を推進する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住み続けたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（地域優良賃貸住宅整備事業） 【実施時期】 H23～	23	（4）より移行				
(3) 略					(3) 略				
(4) 国の支援がないその他の事業					(4) 国の支援がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 空き住宅を活用した高齢者などの住み替え支援 【実施時期】 ・H20～H25	久留米市	○位置付け 住み替えバンク制度を活用し、街なかで居住を望む高齢者世帯などの住み替えを推進する。 ○必要性 空き住宅など既存ストック活用を図り中心市街地の居住人口を増やすために	_____	地図番号 18	_____ 空き住宅を活用した高齢者などの住み替え支援 _____ ・H20～H24	久留米市	○位置付け 住み替えバンク制度を活用し、街なかで居住を望む高齢者世帯などの住み替えを推進する。 ○必要性 空き住宅など既存ストック活用を図り中心市街地の居住人口を増やすために	_____ ・H20～H24	地図番号 18

		高齢者や子育て世代の住み替え支援していく。 これらのことから中心市街地の居住人口を増やすことにつながり「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。					高齢者や子育て世代の住み替え支援していく。 これらのことから中心市街地の居住人口を増やすことにつながり「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		
(2)②へ移行						福岡県住宅供給公社 小頭団地建て替え ・現団地の建て替え 約 80 戸 ・H18～H22	福岡県住宅供給公社 <		

		生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。					生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。			
【事業名】 優良建築物等整備事業の対象区域拡大 【実施時期】 ・H19～ <u>H25</u>	久留米市	○位置付け 土地所有者等の共同住宅建設を促進する。 ○必要性 現行の優良建築物等整備事業における対象区域を都市軸エリアに拡大し、狭小宅地をもつ商店街および周辺地区の共同化を推進し、住宅供給を推進する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。 ○推進地区 銀座商店街地区、あけぼの商店街南館・東館地区、日吉市場地区		22		<u>優良建築物等整備事業の対象区域拡大</u> ・H19～ <u>H24</u>	久留米市	○位置付け 土地所有者等の共同住宅建設を促進する。 ○必要性 現行の優良建築物等整備事業における対象区域を都市軸エリアに拡大し、狭小宅地をもつ商店街および周辺地区の共同化を推進し、住宅供給を推進する。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。 ○推進地区 銀座商店街地区、あけぼの商店街南館・東館地区、日吉市場地区	<u>・H19～H24</u>	22
<u>(2)②へ移行</u>						<u>地域優良賃貸住宅供給促進事業</u> <u>・H20～</u>	<u>久留米市</u>	<u>○位置付け</u> <u>高齢者や子育て世代に優しい共同住宅を街なかに誘導し歩いて暮らせるまちづくりを推進する</u> <u>○必要性</u> <u>民間事業者による住宅開発に際し、バリアフリーであるとともに、医療・福祉施設などが一体となった、高齢者や子育て世代に優しい住宅を供給し、街なか居住を推進する。</u> <u>これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。</u>	<u>H20～H24</u>	<u>23</u>
【事業名】 中心市街地における借上市営住宅等の検討 【実施時期】 ・H20～ <u>H25</u>	久留米市	○位置付け 中心市街地内の民間賃貸住宅の借り上げなどを検討し、街なか居住を推進する。 ○必要性 中心市街地への市営住宅の配置に関しては、借り上げ方式などの活用を検討		24		<u>中心市街地における借上市営住宅等の検討</u> ・H20～ <u>H24</u>	久留米市	○位置付け 中心市街地内の民間賃貸住宅の借り上げなどを検討し、街なか居住を推進する。 ○必要性 中心市街地への市営住宅の配置に関しては、借り上げ方式などの活用を検討	<u>・H20～H24</u>	24

		していく。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。					していく。 これらのことから、中心市街地の居住人口を増やすことにつながり、「便利な生活環境のもとで住みたい街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 [2] 具体的事業の内容 (1) 法に定める特別の措置に関連する事業 該当なし					7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 [2] 具体的事業の内容 (2) 法に定める特別の措置に関連する事業 該当なし				
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都心部賑わい空間整備事業 【事業内容】 ・東町公園の再整備と連携し、公園への通り抜けや物産施設の整備、統一した景観づくり、イベント 【実施時期】 ・H20～21	地権者	○位置付け 商店街と隣接している都市公園との一体的な整備を推進し、物産施設や休憩施設など来街者の交流スペース・憩いの空間を整備し、中心商店街の活性化を図る。 ○必要性 商店街に隣接する都市公園のイベント活用を図り来街促進に結びつけると共に、商店街に不足している来街者がゆったりとくつろげる空間や物産施設を整備することで賑わいづくりを行っていく。 これらのことから、中心市街地の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金活用事業(経済産業省) 【実施時期】 H20～21	25	_____ 都心部賑わい空間整備事業 _____ ・東町公園の再整備と連携し、公園への通り抜けや物産施設の整備、統一した景観づくり、イベント _____ ・H20～21	地権者	○位置付け 商店街と隣接している都市公園との一体的な整備を推進し、物産施設や休憩施設など来街者の交流スペース・憩いの空間を整備し、中心商店街の活性化を図る。 ○必要性 商店街に隣接する都市公園のイベント活用を図り来街促進に結びつけると共に、商店街に不足している来街者がゆったりとくつろげる空間や物産施設を整備することで賑わいづくりを行っていく。 これらのことから、中心市街地の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	_____ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金活用事業(経済産業省) _____ H20～21	25
【事業名】 くるめ「食の祭典」事業 【実施時期】 ・H20～24	久留米商工会議所	○位置付け ラーメン・焼き鳥などのB級グルメの全国大会「B1グランプリ」を核として、久留米ラーメン・筑後うどんを始め、地元食材を中心とした「食の祭典」を開催し、中心市街地の活性化を図る。 ○必要性 六角堂広場や西鉄東口、東町公園などの広場や空間を活用し、中心市街地の賑わいづくりを行うと共に、来街促進	【支援措置】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金活用事業(経済産業省) 【実施時期】 H20	26	_____ くるめ「食の祭典」事業 _____ ・H20～24	久留米商工会議所	○位置付け ラーメン・焼き鳥などのB級グルメの全国大会「B1グランプリ」を核として、久留米ラーメン・筑後うどんを始め、地元食材を中心とした「食の祭典」を開催し、中心市街地の活性化を図る。 ○必要性 六角堂広場や西鉄東口、東町公園などの広場や空間を活用し、中心市街地の賑わいづくりを行うと共に、来街促進	_____ 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金活用事業(経済産業省) _____ H20	26

		を図る。 これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。					を図る。 これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。			
【事業名】 中心市街地活性化協議会マネジメント事業 【事業内容】 ・民間事業の調整、地権者の組織化、コンセンサス形成、空き店舗対策、テナントリーシングなど 【実施時期】 ・H19～	久留米市中心市街地活性化協議会	○位置付け 基本計画策定後、中心市街地活性化協議会の効率的な運営、民間事業の推進や新たな掘り起こし作業を進めていく。そのため、同協議会の事務局を強化し、民間事業者の窓口として相談業務や事業推進の役割を担う。 ○必要性 商店街には、土地は所有していても自ら営業を行っていない地権者が多く存在する。中心市街地の将来を共に考えるべく、空き店舗の活用や商店街に必要な新規テナント誘致を協議するランドオーナー会議を設置し、コンセンサス形成などに取り組む必要がある。	【支援措置】 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金活用事業(経済産業省) 【実施時期】 H20～22	27		【事業名】 中心市街地活性化協議会マネジメント事業 【事業内容】 ・民間事業の調整、地権者の組織化、コンセンサス形成、空き店舗対策、テナントリーシングなど 【実施時期】 ・H19～	久留米市中心市街地活性化協議会	○位置付け 基本計画策定後、中心市街地活性化協議会の効率的な運営、民間事業の推進や新たな掘り起こし作業を進めていく。そのため、同協議会の事務局を強化し、民間事業者の窓口として相談業務や事業推進の役割を担う。 ○必要性 商店街には、土地は所有していても自ら営業を行っていない地権者が多く存在する。中心市街地の将来を共に考えるべく、空き店舗の活用や商店街に必要な新規テナント誘致を協議するランドオーナー会議を設置し、コンセンサス形成などに取り組む必要がある。	【支援措置】 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金活用事業(経済産業省) 【実施時期】 H20～22	27
【事業名】 中心市街地商店街空き店舗対策事業 【事業内容】 ・商店街ゾーニングプランに基づく出店者への改装費補助 【実施時期】 ・H17～	久留米市	○位置付け 現在、中心商店街の空き店舗が2割に達し、販促活動や運営にも影響を及ぼしている。そのため、商店街が作成したゾーニングプランに適合した業種について、市内外から出店者を誘導していく。 ○必要性 出店者などに手厚い支援を行うことによって、早急な空き店舗の解消を行う。 これらのことから、中心市街地の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画 事業（久留米市中心市街地地区） ） 【実施時期】 H22～H26	28		【事業名】 中心市街地商店街空き店舗対策事業 【事業内容】 ・商店街ゾーニングプランに基づく出店者への改装費補助 【実施時期】 ・H17～	久留米市	○位置付け 現在、中心商店街の空き店舗が2割に達し、販促活動や運営にも影響を及ぼしている。そのため、商店街が作成したゾーニングプランに適合した業種について、市内外から出店者を誘導していく。 ○必要性 出店者などに手厚い支援を行うことによって、早急な空き店舗の解消を行う。 これらのことから、中心市街地の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画（ ）） 【実施時期】 H22～H26	28
【事業名】 B級グルメの聖地（まち）事業 【実施時期】 ・H21～ H25	久留米商工会議所	○位置付け 当市が全国に類のない多彩なご当地グルメと豊かな食文化を持つまちであることを全国に向け発信するために「B級グルメの聖地（まち）グランプリ九州大会」等の様々な賑わい創出事業を実施し、中心市街地の活性化を図る。 ○必要性 ご当地グルメをテーマに「まちの賑わい創	【支援措置】 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金（経済産業省） 【実施時期】 H21 	41		【事業名】 B級グルメの聖地（まち）事業 【実施時期】 ・H21～ H24	久留米商工会議所	○位置付け 当市が全国に類のない多彩なご当地グルメと豊かな食文化を持つまちであることを全国に向け発信するために「B級グルメの聖地（まち）グランプリ九州大会」等の様々な賑わい創出事業を実施し、中心市街地の活性化を図る。 ○必要性 ご当地グルメをテーマに「まちの賑わい創	【支援措置】 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金（経済産業省） 【実施時期】 H21～ H24	41

		り」と「食による街なかブランドの確立」を図ることにより、中心市街地にとっての更なる魅力を生み出していく。					り」と「食による街なかブランドの確立」を図ることにより、中心市街地にとっての更なる魅力を生み出していく。		
【事業名】 中心商店街来街者促進社会実験事業 【実施時期】 ・H22～24	久留米市	○位置付け 中心商店街への来街促進ならびに商業の活性化を図る一つ的手段として考えられる、時間貸し駐車場の一定時間無料化などに着目し、その効果を検証する為の社会実験を行う。 ○必要性 中心商店街への来街状況を表す歩行者通行量は、ハード整備が進行中とはいえ、減少傾向に歯止めが掛からない状況が続いている。そこで、即効性が見込め、来街促進ならびに商業の活性化を図る一つ的手段として考えられる一定時間の時間貸し駐車場無料化などの社会実験を行い、その効果の検証および必要性に関する検討を行うものである。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画 事業(久留米市中心市街地地区)) 【実施時期】 H22_____	43	【事業名】 六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業(再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【事業名】 六ツ門 8・9 番街地区暮らし・にぎわい再生事業((仮称)久留米市総合都市プラザ) (再掲) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【事業名】 中心市街地商業活性化助言事業 【事業内容】 ・民間事業推進の視点から専門家のアドバイ	久留米商工会議所	○位置付け 中心市街地活性化協議会で初動期の効率的な運営を行っていくために、専門的な見識や技術をもったアドバイザーを設置する。	【支援措置】 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業(経済産業省) 【実施時期】	32

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中心市街地商業活性化助言事業 【事業内容】 ・民間事業推進の視点から専門家のアドバイ	久留米商工会議所	○位置付け 中心市街地活性化協議会で初動期の効率的な運営を行っていくために、専門的な見識や技術をもったアドバイザーを設置する。	【支援措置】 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業(経済産業省) 【実施時期】	32

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中心市街地商業活性化助言事業 【事業内容】 ・民間事業推進の視点から専門家のアドバイ	久留米商工会議所	○位置付け 中心市街地活性化協議会で初動期の効率的な運営を行っていくために、専門的な見識や技術をもったアドバイザーを設置する。	【支援措置】 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業(経済産業省) 【実施時期】	32

スを受け事業の効率的な実施を行う 【実施時期】 ・H22～H25		○必要性 そのため、中小企業基盤機構から継続的にアドバイザーを派遣してもらい、民間事業の調整・推進を図る必要がある。	H22～H25		スを受け事業の効率的な実施を行う ・H19～H24		○必要性 そのため、中小企業基盤機構から継続的にアドバイザーを派遣してもらい、民間事業の調整・推進を図る必要がある。	H19～H24	
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 大規模小売店舗立地法の特例区域(第二種特例区域)設定の提案 【事業内容】 ・大店立地法手続き簡素化 ・六ツ門地区 【実施時期】 ・H19～	久留米市	○位置付け 大型空きビルの早期解消、再開発事業の推進のため、商業テナントを積極的に誘導することによって中心市街地の活性化を図る。 ○必要性 中心市街地の大型空きビルや再開発事業などに店出意欲をもつ大型店について大規模小売店舗立地法の出店手続きである調整期間を短縮し中心市街地への店出を誘導する。 これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地法特例区域)(経済産業省) 【実施時期】 H19～H25	33	 大規模小売店舗立地法の特例区域(第二種特例区域)設定の提案 ・大店立地法手続き簡素化 ・六ツ門地区 ・H19～	久留米市	○位置付け 大型空きビルの早期解消、再開発事業の推進のため、商業テナントを積極的に誘導することによって中心市街地の活性化を図る。 ○必要性 中心市街地の大型空きビルや再開発事業などに店出意欲をもつ大型店について大規模小売店舗立地法の出店手続きである調整期間を短縮し中心市街地への店出を誘導する。 これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	 大規模小売店舗立地法の特例(第二種大規模小売店舗立地法特例区域)(経済産業省) H19～H24	33
(4) 国の支援がないその他の事業					(4) 国の支援がないその他の事業				
事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	事業主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 くるめ光の祭典事業 【事業内容】 ・中心商店街や市民広場の電飾と連携したシンボルロード(明治通り)などの電飾を実施する 【実施時期】 ・H17～	(株)ハイマート 久留米	○位置付け 冬季の中心市街地は、イベントなどが少なくなるため来街者が減少しがちである。そのため、西鉄久留米駅前広場から六ツ門地区までのシンボルロードなどに取り組んでいるイルミネーション事業を充実させて来街促進に取り組んでいく。 ○必要性 平成23年春の新幹線駅に開業に合わせて、西鉄久留米駅周辺から六ツ門地区まで事業を実施し、中心市街地を横断するラインを強固にすることで東西の回遊性を増し、中心市街地全体の活性化を図る。 これらのことから、中心市街地の魅力	【支援措置】 福岡県補助金 【実施時期】 H22～	29	 くるめ光の祭典事業 ・中心商店街や市民広場の電飾と連携したシンボルロード(明治通り)などの電飾を実施する ・H17～	(株)ハイマート 久留米	○位置付け 冬季の中心市街地は、イベントなどが少なくなるため来街者が減少しがちである。そのため、西鉄久留米駅前広場から六ツ門地区までのシンボルロードなどに取り組んでいるイルミネーション事業を充実させて来街促進に取り組んでいく。 ○必要性 平成23年春の新幹線駅に開業に合わせて、西鉄久留米駅周辺から六ツ門地区まで事業を実施し、中心市街地を横断するラインを強固にすることで東西の回遊性を増し、中心市街地全体の活性化を図る。 これらのことから、中心市街地の魅力	 福岡県補助金 H22～	29

		向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。					向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		
【事業名】 中心市街地活性化推進イベント事業 【事業内容】 ・久留米六角堂広場イベント事業(ハイマート久留米) ・都心部商店街イベント助成(各商店街) 【実施時期】 ・H15～	(株)ハイマート久留米等	○位置付け 平成15年度に整備した「六角堂広場」を活用して、街づくり会社や商店街、NPO、市民グループなどが協力してイベントなどを行い、街なかの賑わいづくりに取り組んでいく。また、商店街を単なる買物の場としてだけでなく、市民活動のステージとしての活用を推進する。 ○必要性 高齢者や子育て家族向けのイベントを積極的に誘導または支援し、広場を中心とした賑わいづくりによって、商業活性化に結び付けていく。 これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 <u>久留米市補助金</u> 【実施時期】 H15～	30	中心市街地活性化推進イベント事業 ・久留米六角堂広場イベント事業(ハイマート久留米) ・都心部商店街イベント助成(各商店街) ・H15～	(株)ハイマート久留米等	○位置付け 平成15年度に整備した「六角堂広場」を活用して、街づくり会社や商店街、NPO、市民グループなどが協力してイベントなどを行い、街なかの賑わいづくりに取り組んでいく。また、商店街を単なる買物の場としてだけでなく、市民活動のステージとしての活用を推進する。 ○必要性 高齢者や子育て家族向けのイベントを積極的に誘導または支援し、広場を中心とした賑わいづくりによって、商業活性化に結び付けていく。 これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	H15～	30
【事業名】 タウンモビリティ事業 【事業内容】 ・送迎サービスと電動車椅子貸し出しなどによる外出支援 【実施時期】 ・H15～	久留米市 NPOシニア情報プラザ	○位置付け 中心商店街と郊外大型店などとの差別化を図り、高齢者などの社会的弱者に優しい街づくりを推進する。 ○必要性 高齢者が中心市街地を訪れた時、買物などができるサポートが必要なことから、商店街内のステーションに車椅子などを設置し、ボランティアがサポートできる仕組みを継続して支援していく。 これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である	【支援措置】 福岡県補助金 【実施時期】 H21～	31	タウンモビリティ事業 ・送迎サービスと電動車椅子貸し出しなどによる外出支援 ・H15～	久留米市 NPOシニア情報プラザ	○位置付け 中心商店街と郊外大型店などとの差別化を図り、高齢者などの社会的弱者に優しい街づくりを推進する。 ○必要性 高齢者が中心市街地を訪れた時、買物などができるサポートが必要なことから、商店街内のステーションに車椅子などを設置し、ボランティアがサポートできる仕組みを継続して支援していく。 これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	福岡県補助金 H21～	31
【事業名】 東口広場賑わい創出事業 【事業内容】 ・整備した東口を広場として活用する 【実施時期】	天神振興会	○位置付け 平成18年度にリニューアルし、広く明るくなった西鉄久留米駅東口の広場機能を活用し、地域イベントなどの会場として中心市街地の活性化を推進していく。 ○必要性 広場機能を発揮し、イベントやオープンカフェなどにより賑わいを創出し、来街		34	東口広場賑わい創出事業 ・整備した東口を広場として活用する	天神振興会	○位置付け 平成18年度にリニューアルし、広く明るくなった西鉄久留米駅東口の広場機能を活用し、地域イベントなどの会場として中心市街地の活性化を推進していく。 ○必要性 広場機能を発揮し、イベントやオープンカフェなどにより賑わいを創出し、来街	<u>H19～H24</u>	34

・H19～		促進を図る。 これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。			・H19～		促進を図る。 これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		
【事業名】 NPO連携事業 【事業内容】 ・六ツ門大学（生涯学習講座年2回開講。1回あたり6コース40講座） H17～ ・まちなかシネマルネッサンス事業（閉鎖した映画館の再生） H19～ ・安心快適クリーンな街づくり事業（NPOと協働で行う挨拶、清掃、整理、治安パトロールなどの環境向上） H18～ ・食育スローフード事業（地元産食材をPRするアンテナショップ、健康講座など）H20～	（株）ハイマート 久留米 各NPO団体	○位置付け 商店街を買物の場としてだけでなく、市民活動の場として活用促進を図るため、街づくり会社とNPOなどが連携し、商店街への来街促進やさまざまな活性化事業に取り組んでいく。 ○必要性 【六ツ門大学】 来街者を増やすために空き店舗を活用し、中高年の生涯学習の場として整備した六ツ門大学の充実に取り組むとともに、受講者への割引やサービスなどを商店街活動と連携することで、買物などの経済効果に結びつけていく必要がある。 【まちなかシネマルネッサンス】 閉鎖した映画館を活用し、未公開作品や社会的作品、名画シリーズの上映など新形態の映画館運営に取り組み、時間消費型商店街の再生として、コンサートや寄席、演劇、講演会などに活用し、市民活動と連動した文化活動の支援を行う必要がある。 【安心快適クリーンな街づくり事業】 来街者が商店街で安心して、楽しく、快適な買物ができる環境を作る必要がある。そのため、ボランティアの学生やNPOと連携して来街者への道案内や商店街クリーンアップ、治安パトロール活動に取り組む必要がある。 【食育スローフードの推進】 安全な食材、健康に良い野菜などの食育のPR活動を行うスローフード活動の拠点を中心市街地の空き店舗などに誘導し、来街促進を図る必要がある。	【支援措置】 福岡県補助金 久留米市補助金 【実施時期】 H19～<u>H25</u>	35	_____ NPO連携事業 _____ ・六ツ門大学（生涯学習講座年2回開講。1回あたり6コース40講座） H17～ ・まちなかシネマルネッサンス事業（閉鎖した映画館の再生） H19～ ・安心快適クリーンな街づくり事業（NPOと協働で行う挨拶、清掃、整理、治安パトロールなどの環境向上） H18～ 食育スローフード事業（地元産食材をPRするアンテナショップ、健康講座など） H20～	（株）ハイマート 久留米 各NPO団体	○位置付け 商店街を買物の場としてだけでなく、市民活動の場として活用促進を図るため、街づくり会社とNPOなどが連携し、商店街への来街促進やさまざまな活性化事業に取り組んでいく。 ○必要性 【六ツ門大学】 来街者を増やすために空き店舗を活用し、中高年の生涯学習の場として整備した六ツ門大学の充実に取り組むとともに、受講者への割引やサービスなどを商店街活動と連携することで、買物などの経済効果に結びつけていく必要がある。 【まちなかシネマルネッサンス】 閉鎖した映画館を活用し、未公開作品や社会的作品、名画シリーズの上映など新形態の映画館運営に取り組み、時間消費型商店街の再生として、コンサートや寄席、演劇、講演会などに活用し、市民活動と連動した文化活動の支援を行う必要がある。 【安心快適クリーンな街づくり事業】 来街者が商店街で安心して、楽しく、快適な買物ができる環境を作る必要がある。そのため、ボランティアの学生やNPOと連携して来街者への道案内や商店街クリーンアップ、治安パトロール活動に取り組む必要がある。 【食育スローフードの推進】 安全な食材、健康に良い野菜などの食育のPR活動を行うスローフード活動の拠点を中心市街地の空き店舗などに誘導し、来街促進を図る必要がある。	_____ 福岡県補助金 久留米市補助金 _____ H19～<u>H24</u>	35

		これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。					これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		
【事業名】 共通駐車券事業 【事業内容】 ・共通駐車券のカード化と民間駐車場との連携、市営駐車場の活用 【実施時期】 ・H19～	(株)ハイマート 久留米 久留米駐車協会	○位置付け モータリゼーション社会では、車での来街者へのサービスが不可欠である。街づくり会社を実施している共通駐車券のカード化と民間駐車場との連携により、来街者に対して駐車サービスの充実に取り組んでいく。 ○必要性 街づくり会社が運営する共通駐車券事業を効果的に推進し、街づくり会社、商店街、駐車協会の連携の中で一体的な駐車サービスの提供を行う。共通磁気カード化による無人駐車場への対応、市営駐車場の指定管理者制度の導入と活用を行う。 これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 福岡県補助金 久留米市補助金 【実施時期】 H19	36	共通駐車券事業 ・共通駐車券のカード化と民間駐車場との連携、市営駐車場の活用 ・H19～	(株)ハイマート 久留米 ほとめき通り商店街 久留米駐車協会	○位置付け モータリゼーション社会では、車での来街者へのサービスが不可欠である。街づくり会社を実施している共通駐車券のカード化と民間駐車場との連携により、来街者に対して駐車サービスの充実に取り組んでいく。 ○必要性 街づくり会社が運営する共通駐車券事業を効果的に推進し、街づくり会社、商店街、駐車協会の連携の中で一体的な駐車サービスの提供を行う。共通磁気カード化による無人駐車場への対応、市営駐車場の指定管理者制度の導入と活用を行う。 これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	福岡県補助金 久留米市補助金 H19	36
【事業名】 街の駅整備事業 【実施時期】 ・H20	(株)ハイマート 久留米	○位置付け 街づくり会社が取得した空き店舗に無料休憩スペース、トイレ、授乳スペース、キッズコーナー等を設置するとともに、大学と連携した健康相談、子育て相談等を実施し、来街者支援および来街促進に取り組んでいく。 ○必要性 街づくり会社が、増加する空き店舗対策の一環として、資本金などを活用して商店街に必要な都市福利施設を整備することで、中心商店街の再生に取り組む。 これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	【支援措置】 福岡県補助金 久留米市補助金 【実施時期】 H20	37	街の駅整備事業 ・H20	(株)ハイマート 久留米	○位置付け 街づくり会社が取得した空き店舗に無料休憩スペース、トイレ、授乳スペース、キッズコーナー等を設置するとともに、大学と連携した健康相談、子育て相談等を実施し、来街者支援および来街促進に取り組んでいく。 ○必要性 街づくり会社が、増加する空き店舗対策の一環として、資本金などを活用して商店街に必要な都市福利施設を整備することで、中心商店街の再生に取り組む。 これらのことから、賑わいと回遊性向上につながり、「市民活動による賑わいのある街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	福岡県補助金 久留米市補助金 H20	37

		これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。					これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		
【事業名】 ICカード導入検討事業 【実施時期】 ・H19～ <u>H24</u>	西日本鉄道(株) (株)ハイマート久留米 ほとめき通り商店街	○位置付け 平成 20 年を目途に、交通事業者である西鉄グループによって、電子マネー・乗車ポイント・買物ポイントによるICカードの導入が進められているため、中心商店街との連携により活性化を図る。 ○必要性 街づくり会社と中心商店街が連携して、コミュニティポイントや共通駐車場ポイントなどの付加を検討し、来街者への利便性・サービス向上を目指す。 これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		38	<u> </u> ICカード導入検討事業 <u> </u> ・H19～ <u> </u> 24	西日本鉄道(株) (株)ハイマート久留米 ほとめき通り商店街	○位置付け 平成 20 年を目途に、交通事業者である西鉄グループによって、電子マネー・乗車ポイント・買物ポイントによるICカードの導入が進められているため、中心商店街との連携により活性化を図る。 ○必要性 街づくり会社と中心商店街が連携して、コミュニティポイントや共通駐車場ポイントなどの付加を検討し、来街者への利便性・サービス向上を目指す。 これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	・H19～24	38
【事業名】 ワンコイン循環バス運行検討事業 【実施時期】 ・H19～ <u>H25</u>	西日本鉄道(株) 久留米市	○位置付け 平成 23 年春の九州新幹線開業に向けて、JR 久留米駅および西鉄久留米駅間の回遊性を高めるため、100 円循環バスの運行を検討する。 ○必要性 JR 久留米駅および西鉄久留米駅間を1 日 1,200 本のバスが運行しているが、新幹線開業でますます需要が高まると行くと予想されるため、現在運行している西鉄久留米駅から六ツ門までの 100 円バス区間を延長し、さらに回遊性を向上させる。 これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。		39	<u> </u> ワンコイン循環バス運行検討事業 <u> </u> ・H19～ <u>24</u>	西日本鉄道(株) 久留米市	○位置付け 平成 23 年春の九州新幹線開業に向けて、JR 久留米駅および西鉄久留米駅間の回遊性を高めるため、100 円循環バスの運行を検討する。 ○必要性 JR 久留米駅および西鉄久留米駅間を1 日 1,200 本のバスが運行しているが、新幹線開業でますます需要が高まると行くと予想されるため、現在運行している西鉄久留米駅から六ツ門までの 100 円バス区間を延長し、さらに回遊性を向上させる。 これらのことから、都心の魅力向上につながり、「多様なサービスが受けられる利便性高い街」づくりという目標を達成するために必要な事業である。	・H19～24	39

(中略)

◆事業スケジュール

番号	事業名	新幹線開業▼							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業								
2	JR久留米駅周辺整備事業								
2-1	東西自由通路								
2-2	東口駐輪場								
2-3	西口駐輪場								
2-4	歴史のプロムナード整備								
2-5	まちづくり協議会運営支援								
2-6	観光物産館整備事業								
2-7	東口駅前広場								
2-8	西口駅前広場								
2-9	久留米駅西口線								
2-10	駅周辺駐車場整備								
2-11	久留米駅東口線(県)								
2-12	昭和通りシンボルロード整備								
3	観光案内サイン事業								
4	久留米市商品化戦略プラン実施事業								
5	JR久留米駅前第一街区市街地再開発事業								
6	交通安全施設整備事業								
7	東町公園整備								
8	緑化拠点整備事業								
9	市民駐車場整備事業								
10	バリアフリー歩行空間ネットワーク事業								
11	坂本繁二郎生家保存整備事業								
12	バリアフリー促進事業								
13	保健所設置事業								
14	文化街詰所設置								
15	老人いこいの家整備事業								
16	市内大学等单位互換制度共同講義								
17	市民公開講座の共同実施								
18	空き住宅を活用した高齢者などの住み替え支援								
19	福岡県住宅供給公社小頭団地建替え								
20	街なか居住研究支援事業								
21	(仮称)中心市街地定住促進型容積率特例制度の創設								
22	優良建築物等整備事業の対象区域拡大								
23	地域優良賃貸住宅供給促進事業								
24	中心市街地における借上り市営住宅等の検討								
25	都心部賑わい空間整備事業								
26	くるめ「食の祭典」事業								
27	中心市街地活性化協議会マネジメント事業								
28	中心市街地商店街空き店舗対策事業								
29	くるめ光の祭典事業								
30	中心市街地活性化推進イベント事業								
31	タウンモビリティ事業								
32	中心市街地商業活性化助言事業								
33	大規模小売店舗立地法の特例区域(第二種特例区域)設定の提案								
34	東口広場賑わい創出事業								
35	NPO連携事業(六ツ門大学／まちなかシネマル ネッサンス事業／安心快適クリーンなまちづくり事 業／食育スローフード事業)								
36	共通駐車券事業								
37	街の駅整備事業								
38	ICカード導入検討事業								
39	ワンコイン循環バス運行検討事業								
40	新世界地区(第二期工区)優良建築物等整備事業								
41	B級グルメの聖地(まち)事業								
42	六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業								
43	中心商店街来街者促進社会実験事業								
44	六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業								
45	六ツ門8・9番街地区暮らし・にぎわい再生事業								

(中略)

◆事業スケジュール

番号	事業名	新幹線開業▼							
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1	新世界地区(第一期工区)優良建築物等整備事業								
2	JR久留米駅周辺整備事業								
2-1	東西自由通路								
2-2	東口駐輪場								
2-3	西口駐輪場								
2-4	歴史のプロムナード整備								
2-5	まちづくり協議会運営支援								
2-6	観光物産館整備事業								
2-7	東口駅前広場								
2-8	西口駅前広場								
2-9	久留米駅西口線								
2-10	駅周辺駐車場整備								
2-11	久留米駅東口線(県)								
2-12	昭和通りシンボルロード整備								
3	観光案内サイン事業								
4	久留米市商品化戦略プラン実施事業								
5	JR久留米駅前第一街区市街地再開発事業								
6	交通安全施設整備事業								
7	東町公園整備								
8	緑化拠点整備事業								
9	市民駐車場整備事業								
10	バリアフリー歩行空間ネットワーク事業								
11	坂本繁二郎生家保存整備事業								
12	バリアフリー促進事業								
13	保健所設置事業								
14	文化街詰所設置								
15	老人いこいの家整備事業								
16	市内大学等单位互換制度共同講義								
17	市民公開講座の共同実施								
18	空き住宅を活用した高齢者などの住み替え支援								
19	福岡県住宅供給公社小頭団地建替え								
20	街なか居住研究支援事業								
21	(仮称)中心市街地定住促進型容積率特例制度の創設								
22	優良建築物等整備事業の対象区域拡大								
23	地域優良賃貸住宅供給促進事業								
24	中心市街地における借上り市営住宅等の検討								
25	都心部賑わい空間整備事業								
26	くるめ「食の祭典」事業								
27	中心市街地活性化協議会マネジメント事業								
28	中心市街地商店街空き店舗対策事業								
29	くるめ光の祭典事業								
30	中心市街地活性化推進イベント事業								
31	タウンモビリティ事業								
32	中心市街地商業活性化助言事業								
33	大規模小売店舗立地法の特例区域(第二種特例区域)設定の提案								
34	東口広場賑わい創出事業								
35	NPO連携事業(六ツ門大学／まちなかシネマルネッ サンス事業／安心快適クリーンなまちづくり事業／食 育スローフード事業)								
36	共通駐車券事業								
37	街の駅整備事業								
38	ICカード導入検討事業								
39	ワンコイン循環バス運行検討事業								
40	新世界地区(第二期工区)優良建築物等整備事業								
41	B級グルメの聖地(まち)事業								
42	六ツ門地区暮らし・にぎわい再生事業								
43	中心商店街来街者促進社会実験事業								
44	六ツ門8番街地区第一種市街地再開発事業								
45	六ツ門8・9番街地区暮らし・にぎわい再生事業								

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
(略)

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
(略)

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
(略)

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第 1 号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	(略)
	認定の手続	(略)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な 事項	(略)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体 的推進に関する基本的な事項	(略)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を 図るための措置に関する基本的な事項	(略)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事 項	(略)
第 2 号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事 業等が記載されていること	(略)
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度 寄与するものであることが合理的に説明されて いること	(略)
	事業の主体が特定されているか、又は、特定さ れる見込みが高いこと	(略)
	事業の実施スケジュールが明確であること	基本計画に掲載している全ての事業について、平 成 <u>25</u> 年度までに事業完了または着手できる実施ス ケジュールとなっている

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項
(略)

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
(略)

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
(略)

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第 1 号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	(略)
	認定の手続	(略)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な 事項	(略)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体 的推進に関する基本的な事項	(略)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を 図るための措置に関する基本的な事項	(略)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事 項	(略)
第 2 号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要な4から8までの事 業等が記載されていること	(略)
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度 寄与するものであることが合理的に説明されて いること	(略)
	事業の主体が特定されているか、又は、特定さ れる見込みが高いこと	(略)
	事業の実施スケジュールが明確であること	基本計画に掲載している全ての事業について、平 成 <u>24</u> 年度までに事業完了または着手できる実施ス ケジュールとなっている